

なるほど 

正しい事業承継

－ 考え方・進め方 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 01

中小企業経営承継円滑化法って聞いたことがありますか？

事業承継を少しでも意識されている社長さんなら、絶対に知っておかないと損をします！

私たちは、平成6年から北海道内で地味に活動している税理士、中小企業診断士、弁護士、司法書士などのグループです。この度、企業の継続発展にとって極めて重要な事業承継という課題について、経営・法律・税金の多角的な視点と知見から道内社長のお手伝いをしようということで、勝手に立ち上がりました！

その第一弾として、このF a x情報をスタートしました。

日本の中小企業の社長の平均年齢が60歳を超えているという実態を踏まえて、中小企業庁は、一昨年から事業承継円滑化支援事業を始めています。その中で、中小企業の経営承継を妨げている三つの大きな問題に関して、これを解決ないし支援する目的で「中小企業経営承継円滑化法」を施行しました。去年の10月のことです。

相続に関する民法の特例、株式の相続贈与に関する税法の特例、そして、相続や経営の承継に伴う資金的困難に対する特別保証制度の三本の柱からなっています。

民法の特例は、せっかく株式等を後継者に贈与したのに、後々その他の法定相続人による「権利の主張」でモメてしまうということを未然に防ぐものです。

この「権利の主張」を遺留分減殺（リュウブンゲンソウ）請求権といいます。

例えば、配偶者と子供だけの場合、それぞれ法定相続分の半分の最低限の相続権を遺留分といい、遺言書でもこれを侵害することはできません。

多くの中小企業の社長の相続財産の中身の6～8割が事業関連資産で占められ、しかもその5～6割強が自分の会社の株式だということです。ということは、これまでの社長の努力の積み重ねで業績と財務内容の良い会社ほど、後継者に株式を贈与させるだけで、後から他の相続人の権利を侵害し、モメるおそれが大きいということになるわけです。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を011-622-7768まで送信してください。

御社名

氏 名

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ FAX 受信拒否



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）